

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年4月20日(2017.4.20)

【公表番号】特表2016-521159(P2016-521159A)

【公表日】平成28年7月21日(2016.7.21)

【年通号数】公開・登録公報2016-043

【出願番号】特願2016-507119(P2016-507119)

【国際特許分類】

A 46 B 3/04 (2006.01)

【F I】

A 46 B 3/04

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月8日(2017.3.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの支持体(3)及び少なくとも1つの歯の清掃用付属物(5)を含み、前記歯の清掃用付属物(5)は第1の材料で作られ、前記支持体(3)は第2の材料で作られ、前記第1の材料は前記第2の材料よりも柔軟であり、前記第1の材料は少なくとも1つの熱硬化性プラスチック材料であり、熱硬化性材料で作られた前記歯の清掃用付属物(5)は、前記支持体(3)上にオーバー・モールドされていることを特徴とする歯の清掃道具(1)。

【請求項2】

前記熱硬化性プラスチック材料はシリコンゴムであることを特徴とする、請求項1に記載の道具(1)。

【請求項3】

前記熱硬化性プラスチック材料はナノ充填材を充填していることを特徴とする、請求項1に記載の道具(1)。

【請求項4】

前記第2の材料は少なくとも1つの熱可塑性プラスチック材料であることを特徴とする、請求項1に記載の道具(1)。

【請求項5】

前記第2の材料は少なくとも1つの熱硬化性プラスチック材料であることを特徴とする、請求項1に記載の道具(1)。

【請求項6】

前記第2のプラスチック材料は繊維及び/又はナノ充填材を充填していることを特徴とする、請求項4または5に記載の道具(1)。

【請求項7】

前記支持体(3)は、少なくとも1つの把持部(9)及び前記歯の清掃用付属物(5)に接続する少なくとも1つの接続部(11)から成ることを特徴とする、請求項1~6のいずれか一項に記載の道具(1)。

【請求項8】

熱硬化性樹脂で作られた前記歯の清掃用付属物(5)は、前記接続部(11)上にオーバー・モールドされていることを特徴とする、請求項7に記載の道具(1)。

【請求項 9】

前記接続部(11)は、前記歯の清掃用付属物(5)と前記支持体(3)との間に接続をもたらすために、前記歯の清掃用付属物(5)の長手方向の収納部(13)の中に挿入するのに適合していることを特徴とする、請求項7に記載の道具(1)。

【請求項 10】

前記接続部(11)と前記収納部(13)との間に機械的保持手段が介在することを特徴とする、請求項9に記載の道具(1)。

【請求項 11】

前記機械的保持手段は少なくとも1つの固定歯(15)を含み、前記固定歯15は、前記接続部(11)に沿って配置され、前記収納部(13)に沿って配置される少なくとも1つのそれぞれのかみ合わせ座と係合するのに適合していることを特徴とする、請求項10に記載の道具(1)。

【請求項 12】

前記歯の清掃用付属物(5)は、1つ又は複数の清掃用ブラシ部(7)を外側に備えることを特徴とする、請求項1に記載の道具(1)。

【請求項 13】

前記清掃用ブラシ部(7)の各々は三角形の形状を有し、複数の前記清掃用ブラシ部(7)は、前記歯の清掃用付属物(5)の長手方向軸に沿って並んで配置されていることを特徴とする、請求項12に記載の道具(1)。

【請求項 14】

前記清掃用ブラシ部(7)の各々は先のとがった形状を有し、複数の前記清掃用ブラシ部(7)は、前記歯の清掃用付属物(5)の周りに放射状に配置されていることを特徴とする、請求項12に記載の道具(1)。

【請求項 15】

前記清掃用ブラシ部の各々は円形の王冠状部からなり、複数の前記円形の王冠状部は、前記歯の清掃用付属物(5)に沿って軸方向に並んで配置されていることを特徴とする、請求項12に記載の道具(1)。